

## マンション管理業者の違反行為に対する監督処分基準の一部改正について

国土交通省

昨年改正された、マンション管理適正化法の本年4月1日の施行に伴い、マンション管理業者によるコンプライアンス向上の取組を促進し、不正行為の未然防止を図るため、国土交通大臣が監督処分を行う場合の統一的な基準である「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分基準」の一部改正を行いました。

詳しくは → [https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr3\\_000001\\_00020.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr3_000001_00020.html)

## 住宅瑕疵担保履行法「令和8年3月31日基準日の届出手続きのお知らせ」

国土交通省

住宅瑕疵担保履行法では、年に1回の基準日(毎年3月31日)ごとに、保険や供託の状況について、基準日から3週間以内に届出手続きを行うことが必要です。

### 1. 注意点

- ① 基準日前1年間に新築住宅の引き渡し実績がない場合でも、基準日前10年間に新築住宅の引き渡し実績がある場合は、「0件(戸)」である旨の届出が必要です。
- ② 届出を行わない場合や資力確保措置を講じていない場合は、新たな新築住宅の売買・請負契約の締結が禁止され、監督処分や罰則が適用されることとなります。

### 2. 届出の時期について…年1回の基準日(3月31日)から3週間以内に届出必要

届出期間 令和8年4月1日～4月21日

### 3. 届出書類の様式について

国土交通省ホームページ「住まいのあんしん総合支援サイト」からダウンロードできます。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>

【問い合わせ先】大臣免許宅建業者 中部地方整備局建政部建設産業課 TEL 052-687-8523  
三重県知事免許宅建業者 三重県県土整備部建築開発課 TEL 059-224-2708

## 国土利用計画法施行規則の改正による届出事項の追加について

国土交通省

令和8年4月1日より国土利用計画法の届出項目が追加され、届出書の様式も変わります。

国土利用計画法の事後届出について、土地に関する権利の取得者(買主等)が法人の場合に、以下の①～③の項目についても届出が必要になります。

- ① 法人の代表者の国籍等
- ② 役員の過半数が同一の国籍等である場合における当該国籍等
- ③ 議決権の過半数が同一の国籍等である場合における当該国籍等

詳しくは → [https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_tk2\\_000001\\_00029.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk2_000001_00029.html)

## フォローアップカレッジ 2026 会員募集開始

《 (公財)不動産流通推進センター 》

明日の業務に直結する売買取引実務やトラブル対応、法令改正を学ぶ「フォローアップ研修」に加え、上級者や不動産コンサルティングマスター向けの「スペシャルティ講座」を用意。計24回の講座を定額で受講できる会員制度が「フォローアップカレッジ」です。新規会員 40,000円 お申込み → <https://www.retpc.jp/fuc/fuc2026/>

### 新入会員のご紹介

入会日	免許番号	商号	代表者	所在地	TEL
R8.1.22	(1)3776	(株)プロスタイル	木山 幸宏	伊勢市岩渕二丁目5番地37号	050-7115-290
R8.2.12	(1)3888	(株)まつもと不動産	松本 美慧	四日市市浜田町4番19号 四日市柴山ビル5階	059-337-8456

### 退会のお知らせ

退会日	免許番号	商号	代表者
R7.12.5	(2)3496	(株)佐野テックサービス	佐野 明郎
R7.12.10	(2)3392	(有)八興	八重口俊明
R8.1.26	(2)3440	(株)フェイスジャパン	鈴木 紋菜

☆☆ 退会(廃業)を検討されている方へ ☆☆

令和8年3月31日(火)までに当事務局に退会書類が届かない場合は、令和8年度会費が発生いたしますのでご注意ください。

※ 詳しくは事務局までお問い合わせください。